

公益社団法人白河・西郷広域シルバー人材センター 平成29年度 事業計画 (案)

I. 基本方針

国内景気については、今のところ穏やかな回復基調が続いておりますが、世界的には米国新政権、英国のEU離脱など多くの不安材料を抱えており、わが国経済への影響について、先行きが懸念されております。

シルバー人材センターを取り巻く環境も大きく変わってきており、介護保険法改正に伴う介護予防・生活支援事業の対象者の拡大、高齢法の改正に伴うシルバー人材センター派遣事業の要件緩和、さらには、昨年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、働き方改革として高齢者の就業促進が打ち出され、シルバー人材センターには、「保育」や「介護」の分野においての役割が求められております。

このように深刻化する労働力不足を背景に、「生涯現役社会」が時代の流れとなってきている中で、高齢者にとっても、また、地域社会にとっても今後、一層、シルバー人材センターの役割は重要性を増して参ります。

本センターとしては、地域社会の担い手となり得るように、将来的に安定した組織運営を図っていかねばなりません。

本年度においては、昨年引き続き会員の拡大、特に女性会員の拡大、及び各種研修により会員のスキルアップに努めるとともに、当地方においても社会問題化している「空き家問題」、その空き家管理に新たに取り組み、地域に必要な存在となるよう事業の発展と組織の充実強化を図って参ります。

II. 事業目標値

(1) 会 員 数	710 人	(平成 28 年度実績	681 人)
(2) 受 注 件 数	4,500 件	(" 3,542 件)
(3) 契 約 金 額	3 億 4,200 万円	(" 2 億 8,548 万円)
(4) 就 業 率	90%	(" 85%)
(5) 就業延日人員	56,800 人日	(" 53,726 人日)

※平成 28 年度実績は、平成 29 年 2 月末時点の値です。

III. 事業計画

1 就業開拓提供事業

(1) 受託事業

会員のニーズに合わせた就業機会の確保及びセンター事業の拡充を図るため、引き続き推進員を配置します。また、会員の資質向上に努め、地域住民

が安心して仕事を発注（依頼）できるセンター作りを推進します。

(2) 独自事業

会員の就業機会の確保及び受託事業に依存しない独自の事業の取り組みを推進します。

ア 女性会員で組織する「みちのく工房」事業については、日用小物などの作品を手作りし、地域イベント等で販売を行います。

(3) 有料職業紹介事業

有料職業紹介事業については、適正な契約を行うため、福島県シルバー人材センター連合会と連携を図りながら、労働関係法規を遵守し、臨時的・短期的な雇用による就業又はその他軽易業務に係る就業を希望する高齢者のために有料職業紹介事業の推進を図ります。

(4) 労働者派遣事業

適正就業を推進し、会員の就業先の拡大と契約額の増大を図るため、労働者派遣事業に積極的に取り組んでいきます。

2 相談事業

地域高齢者を対象として事務所窓口や電話などによりセンター事業及び求職・求人の相談に対応するとともに、事業内容に関する相談事業を推進します。また、会員を対象とした「就業相談会」を引き続き実施し、就業上の問題等の相談に応じます。

3 安全・適正就業推進事業

安心して仕事を頼めるセンター作りのため、事故ゼロを目標にした安全就業の推進をします。また、公益法人としての適正な契約を行うため、労働関係法規を遵守し、契約内容の確認と見直しを行い、適正就業の推進を図ります。

(1) 入会時において「ゆとり就業」のチラシを配布します。

(2) 安全対策部会委員による会員の就業先への巡回パトロールを実施し、「安全就業規則・安全就業基準」に則って安全確認・指導を実施します。

(3) 会員ミーティングにおいて就業に即した事故防止の資料を配布し、安全就業の徹底と事故防止に努めます。

(4) 各種講習・研修会等を開催し、安全就業を推進します。

(5) 自主点検表及び図面等を用いて契約内容の再点検を行い、より一層の適正就業を推進します。

(6) 同一の就業先に5年以上就業しないように適正就業を推進します。

(7) 会員の健康維持のため、年1回以上の健康診断の受診を促進し、診断結果

の提出の周知に努めます。

- (8) 車両を使用する就業に係る会員に対して、安全指導の一環として講習会を行い、事故防止に努めます。
- (9) 各職群向けに「安全就業マニュアル」を作成し、事故防止に努めます。

4 普及啓発事業

センター広報をより活発に行うため、普及啓発月間や地域の各種イベント等に積極的に参加します。

- (1) パンフレット等の配布や、みちのく工房の小物販売を通して、センター事業の紹介に努めます。
- (2) 公益法人として、地域貢献のためのボランティア活動の実施や、会員・役員の口コミによるPR活動を推進します。
- (3) ホームページを通して、情報提供に努めます。
- (4) 新規会員募集については、月1回の説明会を開催し、併せてセンター事業のPRを行います。特に、女性会員の拡大と2月、3月を強調月間として位置付け重点的に取り組みます。
- (5) 「会員ひとり 一就業・一会員 紹介運動」を実施し、会員の拡大・就業機会の拡大に努めます。

5 調査研究事業

会員の就業拡大、発注者へのサービス内容の改善・充実、さらには就業機会の開拓の方法などの調査研究を推進します。

- (1) 会員の就業意欲調査は、入会時の意識・希望調査に加えて、入会済み会員についても、会員の意識や希望職種の把握に努めます。
- (2) 事業所等の調査は、推進員が管内の事業所を訪問し、シルバー人材センターでできる仕事があるのか等を調査します。
- (3) 先進地への視察調査は、他のセンターの運営、事業内容及び組織体制に関する調査を実施し、その成果を今後のセンター運営に生かして行きます。
- (4) 「臨・短・軽」の要件が、派遣や職業紹介に限り緩和されるので、本センターの対応について、調査・研究します。

6 訓練研修事業

会員及び地域高齢者に対して、就業等に関する知識・技能の習得により資質の向上を図るための訓練研修を行い、就業機会の拡大を図ります。

(1) 入会研修

入会希望者を対象として、会員としての責務と心得やセンターの基本理

念・目的、事業内容を習得するための説明を毎月開催します。

(2) 実務研修

ア 植木・草刈会員の技能・技術を高めるとともに、安全就業や後継者育成を目的とした講習会を開催します。

イ 女性会員を中心として福祉・介護・家事援助等の講習会を開催します。

ウ マナーや接客対応の向上を図るため、接遇研修を実施します。

(3) 高齢者活躍人材育成事業

「高齢者活用・現役世代雇用サポート事業」の充実を図るため、主催する県シルバー人材センター連合会と協力して開催に努めます。

IV. 法人管理運営

1 ガバナンス(内部統治)及びコンプライアンス(法令遵守)に基づく運営管理
公益法人として健全で透明性(情報公開)の高い法人運営と法令・定款・内部規程の遵守に努めます。

2 諸会議の開催

①総会	年1回
②定例理事会	年4回(5月、8月、11月、3月)
③監事監査	年2回
④組織・業務委員会	年4~6回
⑤安全・福祉対策部会	年2回
⑥編集部会	年4回
⑦地域班長会議	年1回
⑧職群班会議	年1回

3 外部監査の実施

公益法人として、会計処理の適正実施を維持させるため、会計事務所(税理士)による監査を年2回実施します。